

様式第6（第9条関係）

地 域 貢 献 活 動 実 施 状 況 報 告 書（令和6年度分）

令和7年5月30日

愛知県知事 殿

DCM株式会社

代表取締役社長 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 店舗の概要

大規模小売店舗の名称	DCMカーマ21瀬戸店 本館
大規模小売店舗の所在地	愛知県瀬戸市西原町二丁目68番地

2 地域貢献活動の実施に関する方針及び計画の期間

地域貢献活動の実施に関する方針	常に一市民としての意識を持ち、地域に根ざした営業を行います。
計画の期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

3 地域貢献活動の実施状況

項目	細目	地域貢献活動の内容	実施時期	実施回数等
1 地域づくりの取組への協力	①市町村が進める地域づくりへの協力	・瀬戸市が進める地域づくりの取組みについて、可能な範囲内で協力します。	適時	適宜
	②地域の祭りや各種行事、文化活動、地域づくりへの協力	・要請があれば、可能な範囲内で協力致します。	適時	適宜
	③買物弱者対策への協力	・『住まいの便利サービス』を実施します。	開店時以降	毎営業日
	④その他地域づくり等への協力	・地域からの要請があれば可能な範囲内で協力します。	適時	適宜

項目	細目	地域貢献活動の内容	実施時期	実施回数等
2 地域雇用確保への協力	①地域及び県内からの雇用の促進	・地域からの優先的な雇用を行います。	通年	通年
	②安定的雇用の確保	・正社員への登用を積極的に行うよう心がけます。	通年	通年
	③障害者雇用の促進	・障害者の就業機会の促進を行います。	通年	通年
	④少子化対策・男女共同参画の推進	・結婚や出産により退職した女性等の雇用の実施。 ・育児休業制度の取得促進への環境整備をします。	通年 通年	通年 通年
	⑤その他地域雇用確保等への協力	・地域からの要請があれば可能な範囲で協力します。	通年	随時
3 防犯・青少年非行防止対策の推進	①店舗内及び敷地内における防犯対策の実施	・見通しを確保した商品陳列、店内レイアウトを施します。 ・防犯カメラを設置します。 ・警備員や従業員による定期的な巡回を行います。	開店時以降 開店時以降 開店時以降	通年 設置済 毎営業日
	②深夜営業や営業時間外の防犯・青少年の非行防止対策の実施	・深夜営業は行いません。 ・防犯や、青少年非行防止のための声かけを行います。 ・営業時間外は出入口の閉鎖を行います。 ・適切な照明の設置をします。	開店時以降 開店時以降 開店時以降 開店時以降	通年 毎営業日 通年 設置済
	③緊急通報体制の確立	・店舗、店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領を策定します。	通年	通年
	④その他防犯等への協力	・地域からの要請があれば可能な限り協力します。	適時	適宜

項 目	細 目	地 域 貢 献 活 動 の 内 容	実 施 時 期	実 施 回 数 等
4 地域防災への協力	①災害時の避難場所等の提供、地域との連携	・災害時に駐車場を一時避難場所として提供します。	災害時	災害なし
	②緊急時の物資の提供	・災害時に物資提供を可能な範囲内で行います。	災害時	災害なし
	③防災訓練等への参加・協力	・消防署の指導の下、消防訓練を実施します。	適時	年2回
5 ユニバーサルデザイン対策等の推進	①ユニバーサルデザインの導入	・子供・高齢者・障害者に優しい店舗つくりを心掛けます。	建築時	導入済
6 環境対策の推進	①ヒートアイランド・地球温暖化対策の実施	・駐車場内におけるアイドリングストップの呼びかけをします。	開店時以降	毎営業日
	②「ノーレジ袋」・トレイ削減、包装の簡素化等、廃棄物抑制対策の実施、リサイクル対策の実施	・レジ袋は最小限の配布とします。 ・簡易包装の実施をします。 ・車のバッテリー、車のオイル、刃物、インクカートリッジ等の回収を行います。 ・分別排出、分別収集の徹底を行います。	開店時以降 開店時以降 開店時以降 開店時以降	毎営業日 毎営業日 毎営業日 毎営業日
	③ 環境美化対策の実施・協力	・駐車場内清掃を実施します。 ・敷地周辺清掃を実施します。	通年 通年	毎営業日 月1回程度
	④省エネルギー対策の実施	・デマンドコントローラー・省エネエアコン・LED照明器具等の導入により省エネ・CO ₂ 削減への対応を行います。	建築時、開店時以降	導入済

項 目	細 目	地 域 貢 献 活 動 の 内 容	実 施 時 期	実 施 回 数 等
7 店舗閉鎖時 の対策	①早期の情報 開示・提供	・現段階で店舗閉鎖の可能性は全くありませんが、万が一撤退する場合には早期の情報開示・提供に努めます。	閉鎖時	閉鎖時
8 その他 の対策	① 景観形 成、街並みづ くりへの配 慮、景観協定 など地区の景 観形成の取組 に対する協力	・愛知県屋外広告条例等の規制に従い、周辺の景観に調和した店舗デザインとします。	建築時	実施済

注1 「項目」の欄、「細目」の欄及び「地域貢献活動の内容」の欄は、地域貢献計画書に記載したものと同様に記載すること。

注2 「実施時期」の欄及び「実施回数等」の欄は、具体的に記載すること。補足事項は「実施回数等」の欄に記載すること。

注3 実施予定のあった地域貢献活動で、実施しなかったものについては、「実施時期」の欄に「未実施」と記載すること。

4 重点的に実施した地域貢献活動の内容の詳細

項目1. 「地域づくりの取組への協力」内の細目③「買物弱者対策への協力」の為に『住まいの便利サービス』を実践する、という計画について、現在全社的に取組み強化をしており、サービス内容およびサービス可能地域をより拡充させて、地域貢献できるよう活動しております。

注 重点的に実施した地域貢献活動の内容について、その詳細を記載すること。地域貢献活動の状況が分かる写真、参考資料等があれば適宜添付すること。

地域貢献 担当窓口	担当部署名	中日本開発部 開発
	電 話	0566-25-2516
	F A X	0566-25-0106

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。